

# 収 支 報 告 書

(その1)

※該当箇所にすること

(ふりがな) しおやまちにしかわこうやこうえんかい  
 1 政治団体の名称 塩谷町西川公也後援会  
 2 主たる事務所の所在地 〒329-1321 栃木県さくら市馬場296-7  
 3 代表者の氏名 大島 藤吾  
 4 会計責任者の氏名 斉藤 一久 5 平成 25 年分



政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	党
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	支部
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	政治資金団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体	
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	

事務担当者の氏名 野中 洋介 (電話) 028-682-3234  
 事務担当者の氏名 \_\_\_\_\_ (電話) \_\_\_\_\_

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名 <u>西川 公也</u>	
公 職 の 種 類 <u>衆議院議員 栃木第2選挙区 (現職)</u>	

資金管理団体の指定の有無 (12月31日又は解散時点)	
<input type="checkbox"/> 有	公職の種類 _____ 資金管理団体の届 出をした者の氏名 _____
<input checked="" type="checkbox"/> 無	

資金管理団体の指定の期間		※	
平成 年 月 日から	コード番号	入 力	7/1
平成 年 月 日まで	政治団体名称の 頭 2 文字		

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間	平成 年 月 日から
	平成 年 月 日まで

受 5/30 審 6/12





(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目		金 額 (円)							備 考	
		十億	百万	千	百	十	円	円		
1	経 常 経 費							0		
	(1) 人 件 費							0		
	(2) 光 熱 水 費							0		
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費							0		
	(4) 事 務 所 費							0		
	小 計							0		
2	政 治 活 動 費							0		
	(1) 組 織 活 動 費							0		
	(2) 選 挙 関 係 費							0		
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費							0	ア～エの計	
	ア 機関紙誌の発行事業費							0		
	イ 宣 伝 事 業 費							0		
	ウ 政治資金パーティー開催事業費							0		
	エ その他の事業費							0		
	(4) 調 査 研 究 費							0		
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金							0		
	(6) そ の 他 の 経 費						5	0	0	0
	小 計						5	0	0	0
	合 計						5	0	0	0

(注) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」欄に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分		その他の経費 (無償提供)		備考
支出の目的	金額(円)			年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)		
この頁の小計							0	(注1) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、その他にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 (注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の( )の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。
その他の支出							5 0 0 0	
合計							5 0 0 0	

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑して下さい。

(注) □が有の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

# 宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党本部及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年 5月 27日

政治団体の名称 塩谷町西川公也後援会

会計責任者の氏名 斉藤 一久



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)



(注) 政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の記名・押印 (又は署名) の他、代表者の記名・押印 (又は署名) が必要です。

# 政治資金監査報告書

平成26年 5月16日

塩谷町西川公也後援会

代表 大島 藤吾 殿

登録政治資金監査人

小 平



登録番号 第3091号

研修終了年月日 平成21年12月17日

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、塩谷町西川公也後援会の平成25年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、塩谷町西川公也後援会の主たる事務所において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等を徴し難かった支出の明細書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国



会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等を徴し難かった支出の明細書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

塩谷町西川公也後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上